

美作監査第22号

令和5年6月1日

美作市長	萩原誠司殿
美作市議会議長	山本雅彦殿
美作市教育委員会教育長	福田昌弘殿
美作市選挙管理委員会委員長	小林富雄殿
美作市農業委員会会長	山本正人殿

美作市監査委員	東内義典
美作市監査委員	和田広宣

令和4年度定期監査（第2次）結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により報告するとともに、同条第10項の規定により意見を提出します。

令和4年度
定期監査結果報告書
(第2次)

美作市監査委員

目 次

定期監査結果報告

第1	基準に準拠している旨	1
第2	監査の種類	1
第3	監査の対象及び実施日程（実施場所）	1
第4	監査の着眼点	2
第5	監査の主な実施内容	2
第6	監査の結果	2

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、美作市監査基準（令和2年美作市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項）

第3 監査の対象及び実施日程（実施場所）

【実地監査】

令和5年1月26日から2月3日までの間、次のとおり実施した。

監査実施日	監 査 対 象	実 施 場 所
1月26日(木)	営 業 課	市 役 所 本 庁 舎
	危 機 管 理 室	//
	秘 書 課	//
	管 財 課	//
1月27日(金)	作東診療所・作東老人保健施設	作 東 老 人 保 健 施 設
	教育総務課・学校教育課・ 学校等設立準備室	作 東 総 合 支 所
1月31日(火)	勝田総合支所（教育分室含む）	勝 田 総 合 支 所
	福 祉 政 策 課	美 作 保 健 セ ン タ ー
	英田総合支所（教育分室含む）	英 田 総 合 支 所
2月2日(木)	市 民 課	市 役 所 本 庁 舎
	農業政策課（農業委員会含む）	//
	議 会 事 務 局	//
	都 市 住 宅 課	//
	建 設 課	//
2月3日(金)	大 原 病 院	大 原 病 院
	水 道 課	美 作 浄 水 場
	ス ポ ー ツ 振 興 課	美作ラグビーサッカー場
	下 水 道 課	美 作 浄 化 セ ン タ ー

【机上監査（書面）】

令和5年2月15日、22日、監査事務室において以下の部署等について机上監査を実施した。

総務部（総務課・財政課）、企画振興部（企画情報課・大学誘致準備室）、市民部（くらし安全課・税務課）、保健福祉部（健康政策課・子ども政策課）、農林政策部（森林政策課・農村整備課）、産業政策部（商工政策課・観光政策課）、会計課、監査事務局、消防本部（消防総務課・予防課）、消防署、教育委員会（社会教育課・美作分室）、総合支所（大原・同教育分室、東粟倉・同教育分室、作東）

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性に注目し監査した。

第5 監査の主な実施内容

監査対象について、各所管に対して提出を求めた関係資料及び帳簿等を基に実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、質問、観察、閲覧等の手法により監査を行った。また、物品の管理については、実査、帳簿突合を行った。なお、実地監査の対象以外の部署等については、書面による監査を行った。

第6 監査の結果

事務事業の執行及び歳入歳出の執行については、監査した限りにおいておおむね適正な事務処理がなされていたが、次のとおり一部の事務処理等に改善や検討を要する点が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じ適正な事務処理に努められたい。

なお、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、法第199条第14項の規定により、その旨を書面により監査委員に通知されたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な注意事項についてはその都度指摘し、改善及び検討を行うよう口頭で指導した。

* 改善や検討を要する点

(1) 各種契約について

契約行為において、本来入札による契約とすべきもので、単独随意契約や一般随意契約の締結が多くみられた。契約行為は入札を前提とすることは言うまでもないが、保守契約の場合に設備等の設置業者であることにより単独随意契約しかできない場合であっても、2者以上から見積書を徴することにより、契約金額の正当性や競争原理が働くよう努められたい。

また、入札による契約で変更契約が散見されたが、設計段階で十分に精査し安易な契約変更を行わないよう務められたい。工事場所の拡大や不慮の事項等でやむを得ず変更する場合でも、工事業者の言いなりにならないよう変更内容・金額の精査を行われたい。

(2) 滞納等について

毎年指摘してきている事項であるが、依然として滞納額が減少していない状況である。過年度収入未済額の累積増加を防止するため、特に現年度に発生した未収金の確実かつ計画的な早期収納と初期の迅速な徴収対策に努められたい。

また、不納欠損については、美作市債権管理マニュアル等を活用の上、積極的に処理し、滞納繰越分の圧縮に努められたい。